

認定地域クラブについて（運営団体・実施団体向け） よくある質問

<認定制度及び申請について>

Q 1. 学校部活動にない活動でも認定地域クラブの申請はできますか。

A 1. はい、可能です。学校部活動での実施有無にかかわらず、中学生が主体的に活動できる環境であれば申請の対象となります。

Q 2. 大会に出場しないという方針の認定地域クラブでも問題ありませんか。

A 2. はい、問題ありません。大会出場の有無は認定の要件ではありません。ただし、その方針を入会希望の生徒や保護者によく説明したうえで募集してください。

Q 3. 文化系の活動であっても保険の加入は必須ですか。指導者を含めた運営側も加入しなければいけませんか。

A 3. はい、必須です。文化・芸術活動であっても、指導者を含む全員が活動中の事故に備えた保険（スポーツ安全保険等）に加入する必要があります。また、指導者は併せて賠償責任保険への加入も検討してください。

Q 4. 土日の両日とも活動する団体や、土曜日又は日曜日に、それぞれ4時間を超える活動をする団体は、認定されますか。

A 4. 認定されません。地域クラブ活動団体としての認定は、土曜日もしくは日曜日のいずれかを活動日とし、活動時間は3時間程度の活動をする団体です。

Q 5. 同じ代表者や指導者が、2つ以上の団体の活動をしてもよいですか。

A 5. 団体の構成員（参加生徒・指導員など）が異なる団体については認めます。

Q 6. クラブの代表者が指導者を兼ねることはできますか。

A 6. はい、できます。代表者が指導者を兼ねる体制でも問題はありません。

Q 7. 途中で登録した内容に変更があった場合はどうしたらよいですか。

A 7. 参加生徒や指導員等に変更があった場合は、越前町認定地域クラブ活動変更の届出書を越前町教育委員会あてに提出してください。

Q 8. 地域クラブ活動を休止したい場合にはどうしたらよいですか。

A 8. 認定地域クラブ活動を休止する場合には、越前町認定地域クラブ活動休止の届出書を越前町教育委員会あてに提出してください。

Q 9. 既に認定を受けた地域クラブの認定を取消したい場合にはどうしたらよいですか。

A 9. 既に認定を受けた地域クラブの認定を取消したい場合には、越前町認定地域クラブ活

動認定取消しの申出書を越前町教育委員会あてに提出してください。ただし、会員や保護者に対して、認定取消しの理由など、クラブ側の責任で生徒や保護者に丁寧に説明し理解を得る必要があります。

Q10. 申請書に添付する「規約又は会則」は、どのような内容が記載されている必要がありますか。

A10. 認定要件では、緊急時の連絡体制に関する事及び活動日数及び活動時間に関する事についての内容を含むこととしています。

また、国のガイドラインでは、少なくとも、団体の目的、役員の選任・解任に関する事、総会の運営など団体の意思決定に関する事、会員の入退会、参加費等に関する事、予算・決算の審議・承認に関する事が含まれることを推奨しています。

日本スポーツ協会のホームページで、規約例が公開されておりますので、お困りの場合はそちらをご参考ください。

Q11. 団体の役員は最低何人必要ですか。

A11. 原則として、代表、副代表、会計、監事を各1名の計4名必要ですが、代表（会計兼任）と監事の計2名とすることも可能ですので、ご相談ください。

Q12. 指導者研修はいつ頃実施予定ですか。

A12. 具体的な時期は現時点では未定ですが、毎年必ず実施しますので、決まり次第、遅くとも実施の1か月前くらいまでにはお知らせいたします。

Q13. 指導者研修会に参加できない場合は、どうしたらよいですか。

A13. 指導者は、町が示す町や県が主催する指導者研修会を受講することが、認定の条件になります。認定指導者は必ずいずれかの研修会に参加してください。

<認定地域クラブ活動について>

Q14. 活動を一緒に支援してくれる人はいますが、実施の活動は自分一人で行う可能性が高いですが良いですか。

A14. 認定地域クラブとして継続的に活動を行うために、運営者全体で支援することが重要です。指導者一人の都合で生徒の活動が止まらないよう、指導者の体制を早急に2人以上で取れるようご協力ください。

Q15. 活動場所が決まった後に、会員数の関係で活動場所を変更することはできますか。

A15. はい、可能です。変更の際は、会員や保護者へ周知し、活動前に町へも連絡ください。

Q16. 事故やトラブルが発生した場合、学校ではなく認定地域クラブが責任となるのでしょうか。

A16. 運営主体が責任主体となります。学校部活動とは異なり、団体の責任において活動を行うこととなります。そのため、安全管理体制の整備や保険加入をお願いします。

Q17. 学校部活動と認定地域クラブ活動の両方に所属している場合、長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）はどうなりますか。

A17. 原則として、休日（土・日・祝）は地域クラブでの活動となります。長期休業中であっても休日は地域クラブでの活動となります。平日は、これまでどおり学校部活動として活動します。

<会計について>

Q18. 地域クラブの会費設定に関する基準はありますか。

A18. 国のガイドラインでは、月2回から4回の活動で月1,000円から3,000円の金額を目安としています。ただし、競技特性や実情に合わせた多様な設定は認められています。また、文化系クラブなどで実費必要分については、別途徴収していただいても構いません。

Q19. 会費について、高額になる場合、指導が入ることはありますか。

A19. 金額のみで指導することはありませんが、説明責任が生じます。その金額になる明確な理由があり、保護者の理解が得られているのであれば問題ありません。

Q20. 会費の徴収は月ごとなのか、年1回なのか決まりはありますか。

A20. クラブの判断で決定して構いません。年会費制にする場合は、年度途中の入退会時の返金ルールなどをあらかじめ明確に決めておいてください。